**フレックスタイム制に関する労使協定書**

株式会社 と 　　　　　株式会社従業員代表 　　　　　とは、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

（適用従業員）

第1 条　総務課所属の従業員を除く、全従業員にフレックスタイム制を採用する。ただし、管理監督者、裁量労働制適用者、パートターマーを除く。

（清算期間）

第２条　労働時間の清算期間は、毎月１日から末日までの１ヶ月とする。

（清算期間における総労働時間）

第３条　清算期間における所定労働時間は、１日８時間とし、これに清算期間中の労働日数を乗じて得られた時間数とする。

（１日の標準労働時間）

第４条　１日の標準労働時間は、８時間とする。

（コアタイム）

第５条　コアタイムは、午前　　時から午後　　時までとし、従業員は必ず勤務しなければならない。ただし、正午から午後１時までは休憩時間とする。

（フレキシブルタイム）

第６条　フレキシブルタイムは、次のとおりとし、従業員は自らの選択により労働することができる。

始業時間帯 午前　　時から　　時

終業時間帯 午後　　時から　　時

（超過時間及び不足時間の取扱い）

第７条　清算期間中の実労働時間が所定労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外労働割増賃金を支給する。

２　清算期間中の実労働時間が所定労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。

（有効期間）

第8条　本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日から１年とする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出がないときには、さらに１年間の有効期間を延長するものとする。

令和　　年　　月　　日

株式会社

代表取締役 　　　　　　　　　　　　 印

従業員代表 　　　　　　　　　　　　 印